

OKIデータ違法派遣事件 労働局の是正指導に係る声明

2012年2月23日

電機・情報ユニオン 中央執行委員長 米田 徳治
沖電気の職場を明るくする会 代表 真喜志 晃

群馬労働局（局長 谷川隆一）は2012年2月17日、派遣労働者（30代男性）による労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「派遣法」という。）に基づく直接雇用の指導、助言及び勧告に関する申告に対し、派遣先である株式会社沖データ（以下「沖データ」という。）に対し、「派遣法」第40条の2等の違反事実および、派遣元企業に対しても違反事実を認め是正指導が行われたことが判明した。

派遣労働者は2003年4月、三ヶ月ごとの契約で「沖データ」で派遣社員として働きはじめた。契約内容は、派遣先での仕事の内容が厳しく限定される専門職「政令26業務」のうち2号「機械設計業務（プリンタ評価）」とされ、その後、2006年1月から1号「ソフトウェア開発業務」と契約内容の業務種別は変わったものの、「沖データ」で働きはじめた当初からずっと、MFP（多機能複合機）やプリンタのソフトウェア開発に携わっていた。

しかし、特に2006年1月頃から、派遣労働者の仕事の実態は契約内容が守られず、正社員や関連子会社の正社員などに対する教育、所属部署や開発プロジェクトの管理・運営などを行っており、派遣社員雇入通知書（兼）就業条件明示書に記載されている業務内容からは逸脱していた。また、指揮命令権のない正社員からの指示で業務を行っており、派遣社員雇入通知書（兼）就業条件明示書に記載されている指揮命令系統からも逸脱していた。

派遣労働者は、こういった就業状況で約8年5ヶ月勤め、「沖データ」から2011年9月10日をもって契約解除された。

派遣労働者は、2011年9月8日、群馬労働局に申告以後、上申書をはじめ派遣先での実際に行ってきた事実をもとに資料を提出し、仕事の実態が「政令26業務」で定める専門業務に該当せず派遣期間の制限のある一般業務にあたること、ならびに、指揮命令系統に問題があったことを主張し、「派遣法」違反の事実を訴えてきた。

私たちは、これら事実を広範な市民に訴えるために、2011年12月17日に「沖データに派遣社員の直接雇用を求める12.17集会」を開催し、28団体100名を超える参加で成功させてきた。一方、電機・情報ユニオンは、組合員である派遣労働者の詳細な資料を基にして「沖データ」との団体交渉で、「労働者派遣法に係わる業務実態について調査したところ、一部不適切な取り扱いがあったことを確認した」との回答を引き出し、群馬労働局の調査を見守ってきた。

派遣労働者が8年5ヶ月も沖データに派遣されており、「沖データが原則1年間の派遣受入制限期間を定めた派遣法40条の2に違反していること」「派遣法40条の4に基づき、直接雇用するための申込みをしなければならない義務を負っていること」は明らかである。

派遣労働者は、就業条件明示書に記載された業務内容や指揮命令者が、実態とかい離していることに疑問を抱きながら、度重なる激務により体調を崩したこともあったが、いずれ沖データの正社員として登用されるものと信じ、沖データの発展のために人生を捧げる覚悟で仕事に没頭してきた。それだけに、今回の群馬労働局の是正指導を生かし、派遣労働者の「沖データのために存分に自分の経験、知識を發揮したい」想いを実現するために、沖データが直接雇用することを求め最後まで闘うことを表明する。

以上